

ひとり親家庭を支援する取り組みをご紹介します

自立支援給付金の申請を受け付け

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、就業支援を行っています。指定の教育訓練や職業訓練を受講した場合、給付金を支給します。

◆高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

指定された資格を取得するため6カ月以上養成機関で修業する場合、支給されます。

【対象者】市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当を受給している人または、同等の所得水準の人

【対象資格】看護師(准看護師含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、管理栄養士、情報関係の資格など

【支給期間】申請月から支給(上限あり)

【支給額】▶促進給付金＝市民税非課税世帯は月額10万円(最終年限は月額14万円)、市民税課税世帯は月額7万500円(最終年限は月額11万500円)

▶修了支援給付金＝市民税非課税世帯は5万円、市民税課税世帯は2万5千円

◆自立支援教育訓練給付金

対象講座の受講費用を一部支給。受講開始前の申請が必要です。

【対象者】市内在住のひとり親家庭の親

【対象講座】雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

◆高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

対象講座の受講費用を一部支給。受講開始前の申請が必要です。

【対象者】高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認

められる市内在住のひとり親家庭の親・子ども

【対象講座】高卒認定試験合格を目指す講座で市長が適当と認めたもの

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

いずれの給付金も過去に受給したことがある場合は、申請できません。手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

養育費の確保をサポート

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のために、養育費の不払い解消に向けた支援を行っています。

◆公正証書等作成支援補助

養育費に関する取り決めにかかる経費のうち、公証役場で公正証書(法律の専門家である公証人が作る法的な効力を持つ公文書)を作成する際に必要な手数料、家庭裁判所の調停申し立てや裁判に必要な収入印紙代などを補助します。

◆養育費保証支援補助(上限5万円)

養育費保証とは、養育費が不払いとなった場合、保証会社が立て替えて支払うサービスです。保証会社と契約を締結する際に支払った、初回本人負担費用(保証料)を補助します。

◆養育費相談支援補助(上限1万1千円)

養育費に関する取り決めや強制執行についての弁護士相談をした際に、弁護士へ支払った初回弁護士費用を補助します。

申請方法など、詳しくはお問い合わせください。
【問い合わせ先】こども家庭センター(☎621-5122 ☎656-0514)



水路などの一斉清掃にご協力ください

徳島市では水路などの機能維持のため、毎年梅雨前の5月に排水路や道路側溝などの一斉清掃を地域住民の方にご協力いただき、実施しています。

この一斉清掃に関し、報奨金の交付や清掃道具の貸し出しなどの支援を行っています。皆さまのご参加およびご協力をよろしくお願いいたします。

| 実施日 | 地区名 |
|----------|--|
| 5月10日(日) | 加茂地区、加茂名地区、多家良地区、不動地区、応神地区、川内地区、上八万地区、入田地区、南井上地区、北井上地区 |
| 5月24日(日) | 内町地区、新町地区、昭和地区、東富田地区、西富田地区、渭北地区、渭東地区、佐古地区、沖洲地区、津田地区、八万地区、勝占地区、国府地区 |

【対象団体】町内会などの地域の住民で組織される団体

※一斉清掃参加者1人につき200円を交付します。

詳しくは、市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



【問い合わせ先】河川水路課(☎621-5308・5309 ☎623-9000)

合併処理浄化槽への転換工事に伴う設置費用などの一部を補助

単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換工事を行う場合の設置費などの一部を補助します。必ず工事開始前に申請してください。

◆転換(公共下水道認可区域を除く市内全域が対象)

単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換。

【転換補助限度額】

| 人槽 | 設置費 | 撤去費 | 宅内配管工事費 | 備考 |
|------|--------|----------------------------|---------|--------------------|
| 5人槽 | 33万2千円 | 単独処理浄化槽 15万円 くみ取り槽 12万円 | 33万円 | 特定地域※の場合、最大20万円を加算 |
| 7人槽 | 41万4千円 | | | |
| 10人槽 | 54万8千円 | | | |

▶少人数高齢世帯が設置する特定既存単独処理浄化槽からの転換の場合、設置費の補助限度額は55万8千円(5人槽の場合)となります。

◆改築時転換(特定地域※のみが対象)

住宅の建て替えや増築など、建築確認を伴う工事にかかる転換。

【改築時転換補助限度額(設置費のみ補助対象)】

▶5人槽＝33万2千円▶7人槽＝41万4千円▶10人槽＝54万8千円

※特定地域…令和4年度の徳島市污水適正処理構想の見直しに伴い、公共下水道整備計画区域から外れた加茂、加茂名、八万などの一部地域。

補助条件や申請方法など、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



【問い合わせ先】環境保全課(☎621-5213 ☎621-5210)

徳島市住宅リフォーム支援事業補助金

現在所有し、自ら居住する、または居住する予定にある住宅について、定住、移住および子育てしやすい住まいづくりを支援することで、良好な住環境整備を促進するため、住宅リフォームに係る費用の一部を補助します。



【補助対象工事および補助金額】

| 種別 | 補助額 |
|------------------------------------|----------------------|
| 既存住宅をリフォームする場合 | 補助対象工事費×12% (上限12万円) |
| 居住促進区域の中古住宅を購入してリフォームする場合※ | 補助対象工事費×20% (上限20万円) |
| 中心市街地活性化基本計画区域の中古住宅を購入してリフォームする場合※ | 補助対象工事費×30% (上限30万円) |

※当該区域に該当するかどうかについてはお問い合わせください。

【補助要件】▶市内に本店を有する法人・市内在住の個人に依頼して行う工事▶補助金の交付決定日以降に着手し、令和9年3月1日(月)までに実績報告を行うことができる工事——など

【工事内容】▶外壁や屋根の補修▶バリアフリー▶システムキッチン——など

【申し込み方法】5月7日(木)～6月3日(水)(消印有効)までに、事前申込書(市役所4階住宅課や各支所で配布、市ホームページからダウンロード可)を直接または郵送で、住宅課(〒770-8571 幸町2-5)へ

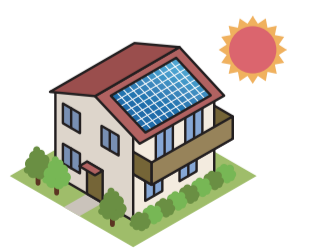
※予算額を超える申請があった場合は、抽選。

【問い合わせ先】住宅課(☎621-5285 ☎621-5273)



住宅用太陽光発電システムなどの設置費を補助

住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電システム、電気自動車等充給電設備(V2H)の設置を補助します。※補助を受けるには一定の条件があります。



【受付期間】令和9年2月26日(金)まで

(予算額に達した場合、受け付けを終了)

【補助金額】▶住宅用太陽光発電システム＝5万円▶家庭用蓄電システム＝5万円▶電気自動車等充給電設備(V2H)＝5万円

補助対象、申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



【問い合わせ先】環境保全課(☎621-5213 ☎621-5210)